

(4) **B-3** 指導監督的実務経験の内容の作成

P16~17の記入例を参考し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- 指導監督的実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含みます。
- 本検定の受検資格では、**B-2** の実務経験年数に1年以上の指導監督的実務経験が含まれていることが必要です。**B-2** から指導監督的実務経験を現場ごとに抜き出して **B-3** を作成してください。
- 工事種別・工事内容はP6の【表I】から該当するものを選んでください。
- 『あなたが担当した業務の内容』欄は、工事現場における指導監督の内容を簡潔に記入してください。

(5) **B-4** 誓約欄の作成

新規受験申込者は必ず署名・押印してください。署名・押印がない場合は、受験できません。

4. 電気工事施工管理に関する実務経験の基準日について

(1) 基準日の設定

- ・基準日は学科試験日の前日とし、基準日まで実務経験を算定できます。(学科試験免除の者であっても、学科試験日の前日を基準日とします。)

(2) 実務経験記入上の注意

- ・実務経験は3月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り4月以降学科試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。(**B-2** ⑥ 、 **B-3** ▲)
- ・指導監督的実務経験についても基準日は学科試験日の前日ですが、4月以降学科試験日の前日までの予定の実務経験として記入できるのは受験申し込み時点で契約又は特定しているものに限ります。

(3) 予定していた実務経験の変更の申告

- ・4月以降学科試験日の前日までに予定の実務が積めず、受検資格が満たせない場合は、本財団へ電話等で学科試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が修正の自己申告を行わなかった場合は、建設業法施行令第27条の9により不正行為として扱われることがありますのでご注意ください。
- ・4月以降学科試験日の前日までに予定していた実務経験が積めなかっただため、学科試験受験日に受検資格が得られなかった場合は、学科試験前に申請があった場合に限り手数料差し引きのうえ、受験料を返金します。

5. 技術検定実務経験証明書の証明印について (**B-1** 票)

技術検定実務経験証明者欄は、勤務先の代表者等の署名・押印(公印)が必ず必要です。

証明者は、実務経験証明書に記載された内容を確認のうえ、証明を行ってください。

虚偽申請の場合には、受験停止等の措置が行われます。この場合、受験料も返還いたしません。

注1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。

注2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

(証明を受けられない場合は、本財団試験研修本部までお問い合わせください。)